

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年10月 9日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	学校給食センター給食配送車ラッピング施工業務委託		
業務場所	宇治市学校給食センター		
委託期間	令和8年11月5日 ～ 令和9年1月31日 88日間		
業務概要及び条件	給食配送車のコンテナ両側面にラッピングを施工する		
予 定 価 格	¥4,878,500 (税込)	最低基準価格	¥3,414,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録（京都府内本店・支店・営業所）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年10月15日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年11月4日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年10月9日（金）午前9時から
令和8年10月22日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。
- ・車両の下見を希望する場合は、希望する日時を宇治市総務・市民協働部契約課に申し出てください。下見が可能な日時は下記①～⑤のとおりです。見学希望の2営業日前までに連絡してください。

① 令和8年10月16日（金）15：30～17：00

② 令和8年10月19日（月）15：30～17：00

③ 令和8年10月20日（火）15：30～17：00

④ 令和8年10月21日（水）15：30～17：00

⑤ 令和8年10月23日（金）15：30～17：00

ただし、業務の関係上、希望する日時に現場確認できない場合があります。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和 8 年 8 月 1 日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

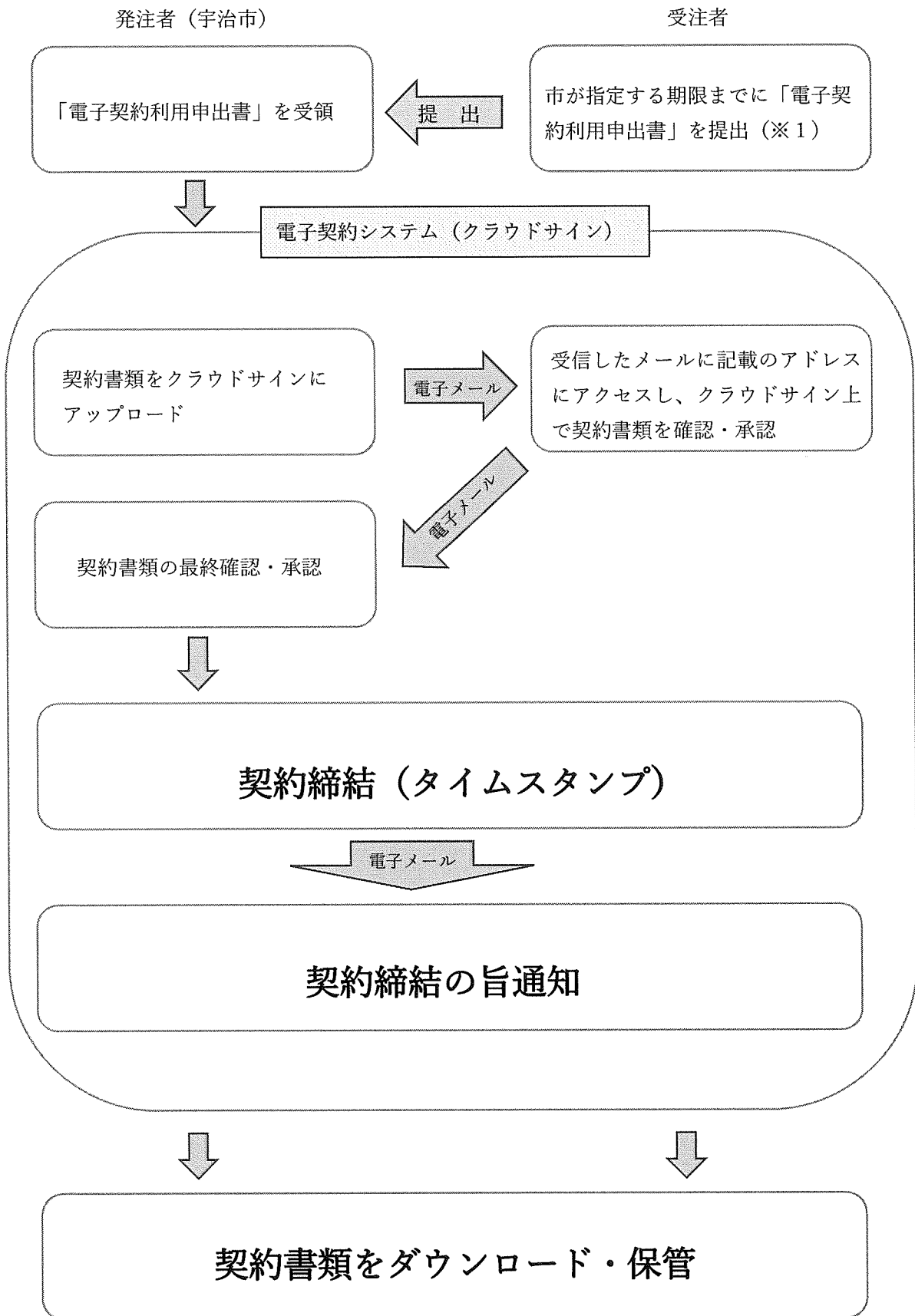
●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

- ・電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計 2 名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

電子契約フロー



※1 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。

学校給食センター給食配送車ラッピング施工業務委託 仕様書

1. 業務名

学校給食センター給食配送車ラッピング施工業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務は、宇治市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の完成に伴い令和8年4月から開始した中学校給食において、各中学校へ給食を配送する給食配送車にラッピングを施すことで、生徒に親しまれる魅力ある給食配送車とすることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年1月31日までとする。

なお、剥離及びラッピングの施工期間は、令和8年12月23日から令和9年1月6日まで（土曜日、日曜日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日までは除く）とする。施工日については、事前に発注者と調整すること。

4. 委託場所

宇治市学校給食センター（宇治市五ヶ庄三番割25番地の38）ほか

5. 業務内容

（1）デザインデータの作成及び加工

ア 受注者は、発注者が提供する中学生が作成した絵を、スキャン等を行いラッピング用のデザインデータを作成すること。

イ 受注者は、必要に応じてデザインデータをラッピングに適したデータとするため加工を行うこと。加工する際は、事前に加工内容等について発注者と協議を行い承認を得ること。

ウ デザインデータに「宇治市学校給食センター」の文字を挿入すること。文字の配置・大きさ・字体等は、発注者と協議した上で決定すること。

エ 発注者の指示に基づき修正を行い、最終デザインを確定すること。

（2）印刷

ア 最終デザインデータに基づき、ラッピングフィルムを印刷すること。

イ 印刷に際しては、屋外使用に耐え得る耐候性を有する材料を用いること。

（3）剥離及び施工

ア 対象車両（給食配送車7台）のコンテナ側面にある既存の文字「宇治市学校給食センター」の剥離作業を行うこと。

イ 剥離に際しては車体塗装等を損傷しない方法により実施すること。

ウ ラッピングフィルムの貼付作業を行うこと。施工場所は給食センターとし、詳細については発注者と調整すること。なお、センター内における貼付作業を行う場所までの給食配送車の移動は発注者が行う。

エ 施工後、剥がれ、気泡、シワ等がないことを確認し、必要に応じ補修を行うこと。

6. 対象車両及びラッピング施工箇所

以下の給食配送車7台のコンテナの左右側面にラッピングを行う。デザインは給食配送車1台につき1つのデザイン（左右同じデザイン）を予定している。

- (1) 3トン車（2RG-FEB80-G31S00G）5台

コンテナ側面の寸法 W5,105 mm×H2,045 mm 程度

- (2) 2トン車（2RG-FEB50-E23S00G）2台

コンテナ側面の寸法 W4,505 mm×H1,845 mm 程度

7. 材料仕様

受注者は、次に掲げる仕様を満たす材料を使用すること。なお、施工前にデザイン確認用のカラー見本を提出すること。

- (1) 屋外用ラッピングフィルムを使用すること。

- (2) 耐候年数は5年以上とすること。なお車体については、毎日水洗いを行っており、かつ車体の保管場所は野外のため、それも耐候年数に加味すること。

8. デザインに関する要件

- (1) 受注者は、印刷及び施工に適した形式でデータを作成すること。

- (2) 受注者は、最終デザインについて発注者の承認を得た上で、印刷及び施工を行うこと。

- (3) 発注者が提供した素材等は返却すること。

9. 校正及び承認

- (1) 施工までに最大3回程度校正を行うこと。

- (2) 最終デザイン及び施工内容については、発注者の承認を得た上で作業を実施すること。

10. 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- (1) ラッピング施工済み車両（7台）

- (2) 完成写真（デジタルデータ）

(3) デザインデータ一式（画像ファイル形式、PDF形式等）

(4) 使用素材一覧（必要に応じて）

1 1. 支払い

業務完了後、受注者は業務完了届を提出し、市の検査を受けなければならない。業務完了検査合格後、受注者の請求に基づき一括で支払うものとする。

1 2. 特記事項

- (1) 本業務を実施する際は、発注者と受注者で協議の上、その指示に従い実施すること。
- (2) 本業務の実施に際しては、当該業務内容に関する技術的知識、技能等を有し、かつラッピングの実績を有する作業員を派遣すること。
- (3) 施工時は安全管理を徹底し、事故防止に努めること。
- (4) 施工に伴い発生した廃材等は受注者の責任において適切に処分すること。
- (5) 本業務の遂行に必要な費用（印刷、施工、剥離、諸経費等）は、すべて契約金額に含むものとする。
- (6) ラッピングフィルム貼付施工時に、ラッピングフィルムを破損した場合、または貼付作業の不具合等により、ラッピングに歪み等が発生した場合、受注者の費用負担により、ラッピングフィルムの貼付のやり直しを行うこと。
- (7) 本業務を実施した際、車両等を破損した場合は、受注者の費用負担により、原状回復すること。
- (8) 受注者はラッピング完成から1年間は発注者の責めに帰すべき事由がない限り、ラッピングフィルムの歪み、剥がれ、色あせ等が発生した場合は無償で補修、修繕を行うこと。
- (9) 本業務に係る 成果品の諸権利は全て発注者に帰属すること。
- (10) 本業務において作成した各種素材画像等については、受注者は発注者等に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- (11) 受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

1 3. その他の事項

業務内容及び仕様に変更が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議し決定するものとする。